

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1892

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（4件）【上下水道局下水道部下水道計画課】 1894

北九州市公告第536号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年5月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州シーダブル協会

(2) 代表者の氏名

深海 豊

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区真鶴二丁目5番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護をはじめとする福祉事業者及び従事者に対して、情報の提供や研修会の開催による指導、育成を行い、利用者から最も期待されている介護をはじめとする福祉サービスの質の向上を推進し、福祉の分野において公益の増進に寄与していくことを目的とする。

北九州市公告第537号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人やすらぎ

(2) 代表者の氏名

林 智美

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市若松区青葉台西四丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する介護や支援が必要な障害者に対して、障害者自立支援法に基づくサービス事業や日常生活を支援する事業を行う。また、イベント参加などの事業を行い、地域との交流を図り、地域社会作りに貢献することにより障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

北九州市上下水道局告示第25号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年 7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市門司区西海岸二丁目の一部
〃 〃 新門司二丁目の一部
〃 〃 大字畑の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区西海岸二丁目内、新門司二丁目内及び大字畑内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第26号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年 7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
	北九州市小倉南区上石田二丁目の一部
"	" 葛原東三丁目の一部
"	" 曾根北町の一部
"	" 津田南町の一部
"	" 蜷田若園三丁目の一部
"	" 大字貫の一部
"	" 沼南町三丁目の一部
"	" 東貫二丁目の一部
"	" 大字市丸の一部
"	" 徳吉東二丁目の一部
"	" 大字徳吉の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区上石田二丁目内、葛原東三丁目内、曾根北町内、津田南町内、蟻田若園三丁目内、大字貫内、沼南町三丁目内、東貫二丁目内、大字市丸内、徳吉東二丁目内及び大字徳吉内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第27号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年 7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市若松区青葉台西六丁目の一部
” ” 大字蚕住の一部
” ” 大字竹並の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区青葉台西六丁目内、大字蚕住内及び大字竹並内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第28号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年 7月12日

北九州市上下水道局長 富増 健次

- 1 供用開始及び処理開始の年月日
平成25年 7月31日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目の一部
〃	〃 岩崎三丁目の一部
〃	〃 上上津役五丁目の一部
〃	〃 楠橋東二丁目の一部
〃	〃 野面二丁目の一部
〃	〃 真名子二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目内、岩崎三丁目内、上上津役五丁目内、楠橋東二丁目内、野面二丁目内及び真名子二丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号
北九州市皇后崎浄化センター